太陽光発電設備等導入補助事業

窓口業務に係る企画提案競技（プロポーザル方式）実施要綱

**１　目的**

この実施要綱は、太陽光発電設備等導入補助事業窓口業務委託（以下「業務委託」という。）に関する委託候補者を選定するにあたり、提案競技（プロポーザル方式）に参加しようとする者（以下「提案競技参加者」という。）が遵守しなければならない事項を定める。

**２　業務の概要**

（１） 委託名　太陽光発電設備等導入補助事業窓口業務委託

（２） 履行場所　受託団体事務所等

（３） 契約期間　契約締結の日から令和８年３月３１日まで

（４） 契約限度額　７，０００，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

**３　業務の内容**

別添「太陽光発電設備等導入補助事業窓口業務委託仕様書」のとおり。

**４　参加資格**

参加資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

（１） 本事業の業務に供する事務所を大分県内に有し、補助金交付申請者の受付等を事務所で行えること。

（２） 本事業を受託できる財政的健全性を有していること。

（３） 委託業務を遂行するにあたり十分な事務局体制が整え、太陽光発電設備等に関し十分な知識を有する者を配置すること。

（４） 県との情報共有に必要な通信施設の設備を保有し、常時連絡がとれる体制が整っていること。 (インターネット接続環境があることを前提とする。)

（５） 提案競技参加者及び参加者の関連会社等が、本事業の補助金申請代行業務を行う事業者ではないこと。

（６） 令和６年度の大分県入札参加資格を有すること。当該資格を保有しない場合は、法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）及び納税証明書（都道府県税及び国税の納税証明書）を提出すること。

（７） 事業の実施にあたり専任の担当者を配置し、県との打合会等に担当者等を出席させることが可能な者であること。

（８） 地方自治法施行令（昭和 25 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しないこと。

（９） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画、又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

（１０） 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により破産の申立てがなされてないこと。

（１１） 大分県の指名停止を受けている期間でないこと。

（１２） 国税及び地方税の滞納がないこと。

（１３） 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。

（１４） 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。

（１５） 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 　暴力団員が役員となっている事業者

エ 　暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 　暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 　暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

キ 　役員等が暴力団又はと社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者

ク 　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

**５　スケジュール**

　提案競技（公募型プロポーザル方式）に係るスケジュールは以下のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　 | 内容 | 期日等 | 提出方法等 |
| 1 | 公　募 | 令和７年１月６日（月）～令和７年１月２０日（月）まで | ホームページ |
| ２ | 質問書受付期限  | 令和７年１月１６日（木）17:15まで | 電子メール |
| ３ | 質問書回答期限  | 令和７年１月１７日（金） | ホームページ |
| ４ | 提案書等提出期限  | 令和７年１月２０日（月）17:15まで | 電子メール |
| ５ | 審査期間 | 令和７年１月２１日（火）～２２日（水） |  |
| ６ | 審査結果通知  | 令和７年１月２３日（木） | 電子メール |
| ７ | 契約締結 | 令和７年１月２７日（月）予定 |  |

**６　質問の受付及び回答**

（１）受付方法

質問の受付は、全て「質問票」（様式１）にて行うものとし、質問票は電子メールで提出すること。なお、必ず送信した旨伝え、担当部署が受信したことを確認すること。

（２） 質問票の提出先及び提出期限

ア 　提出期限　令和７年１月１６日（木）１７時１５分まで

イ 　提出先　　大分県生活環境部 環境政策課 脱炭素社会推進班

Email:a13090@pref.oita.lg.jp　　℡：097-506-3031

（３） 回 答

質問に対する回答は、１月１７日（金）までに大分県環境政策課ホームページに掲載する。なお、回答内容は、本業務の募集要項及び仕様書の追加又は修正事項とみなす。

**７　企画提案書の提出等**

（１）企画提案

企画提案に参加を希望する者は、以下の書類を全てPDF化し提出すること。

（２）提出書類

|  |  |
| --- | --- |
| 書 類 | 内 容 |
| ① 企画提案競技参加申込書（様式２） | 会社名、担当者名及び電話番号等連絡先を明記すること。 |
| ② 企画提案書（様式自由） | 仕様書に沿って、補助事業の窓口業務等を円滑に運営することを目的とする本事業の趣旨を踏まえて、企画・提案すること。Ａ４サイズ８ページ以内とすること。 |
| ③ 提案者概要書（様式３） | 名称、所在地、類似事業等の事業実績等を記載すること。 |
| ④ 業務工程表（様式自由） | 本業務に係るスケジュールを記載すること。Ａ４サイズ１ページとすること。 |
| ⑤ 業務実施体制表（様式自由） | 本業務に関わる者の所属、氏名等を一覧表にして添付し、県との打合せ等に出席する専任の担当者を明記すること。Ａ４サイズ１ページとすること。 |
| ⑥ 見積書（様式４） | 業務の内容（項目）ごとにその単価、金額を記載すること |
| ⑦　誓約書（様式５） |  |

（３）提出期限及び提出先

ア 　提出期限　　令和６年１月２０日（月）１７時１５分まで

イ 　提 出 先　　上記６（２）と同じ

※必ず送信した旨伝え、担当部署が受信したことを確認すること。

（４）その他

１者につき１提案とする。また、提出後の企画提案書等の差替えや追加提出は受け付けない。

**８　審査及び結果通知**

（１）企画提案書等の審査は、別途定める審査委員会に諮り、最優秀提案１件を選定する。

（２）審査委員会は、上記４の提出書類に基づき書類審査を行う。

（３）審査結果は、令和７年１月２３日（木）を目処に参加申し込みのあった者全ての企画提案者に対して電子メールにより通知する。なお、審査の内容は公表しない。

（４）最優秀提案を行った者を委託候補者とする。委託候補者との契約が成立しない場合は次点の者を委託候補者とする。ただし、委託候補者が審査委員を通じて不正な行為を為し、審査結果を自らに有利たらしめたことが判明したときは、契約を締結しない。なお、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。

**９　留意事項**

（１）参加申込み後の辞退

参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届（様式６）」を提出すること。

（２）提案の失格・無効

虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。

（３）その他

ア 企画書等の作成、提出等に要する経費は提案競技参加者負担とし、提出された書類等は返却しない。

イ 企画に際しては、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。

ウ 公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。

エ 契約に当たっては、企画提案等の内容について、県と委託候補者との協議により、必要に応じて修正することができるものとする。

**１０ 本事業に関する問い合わせ先**

大分県生活環境部 環境政策課　脱炭素社会推進班

〒 870-8501 大分市大手町３丁目１番１号

電 話 097-506-3031　 ＦＡＸ 097-506-1749　 Email　a13090@pref.oita.lg.jp